

労働審判激励集会を開催！

J R 東海労新幹線関西地本は、4月11日、西町甲東会館において、「断て！ボーナスカット！不当配転！」のスローガンのもと、労働審判激励集会を開催しました。これは4月2日に、大阪交番検査車両所分会の島津さんが「賞与未払請求労働審判事件」として、そして4月11日に大阪修繕車両所分会の鷺見さんが「配転に伴う損害賠償請求労働審判事件」として、それぞれ大阪地方裁判所に労働審判の申立を行ったことを受けてのものでした。

島津さんは、昨年の年末手当を5%カットされました。苦情処理会議の中で会社が明らかにしたのは、日時も内容も抽象的な3点だけでした。このような理由でのボーナスカットにより、場合によっては60歳以降の雇用・労働条件をも左右される事になりかねないのです。これ以上、会社のやりたい放題を許すことは出来ないとして、労働審判に打って出る決意をされたのです。

また鷺見さんは、平成10年11月に「技術交流」と言われ、名古屋車両所から大阪第二車両所（当時）へ転勤させられました。通常「技術交流」と言われて転勤した社員は、2年～3年で元の職場に戻っています。しかし鷺見さんは、15年間も鳥飼勤務を強いられてきました。この間、鷺見さんは苦情申告、嘆願書提出、「調査表」での転勤希望、管理者面談での申し出などあらゆる努力を重ねてきたのです。しかし会社は何等聞き入れることなく、15年間も放置し続けたのです。鷺見さんは、このような会社の行為は2～3年で元職場に戻すという「技術交流」の約束に反するとして、労働審判に打って出る決意をされたのです。

地本
小林
委員長本部
淵上
委員長

激励集会は、熊澤法対部長の司会で開催されました。冒頭地本小林委員長からは、「労働審判は労働組合としてではなく、労働者個人が事業主と闘う制度である。しかし、われわれに出来る支援・激励をやっていこう」と力強く挨拶が述べられました。また来賓として参加された本部淵上委員長も、「自分の中に不安・葛藤はあったはずだ。それをはねのけて決意をされた。東海労全体で支え、その決意に答えていく」との挨拶を受けていきました。その後、地本高岡副委員長より労働審判を闘うにあたっての説明を受け、申立人決意表明、集会アピールを採択して終了しました。